

## 1. はじめに（島根県いじめ防止基本方針より抜粋）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはならない。そのような認識を踏まえて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組むにあたっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。また、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは絶対に許されない。」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、強い気持ちを持って、周囲の人に相談したり、いじめをやめさせようとしたりする力を持つ児童生徒を育てていくことが必要である。このような取組は、思いやりの心、慈しみの心を育てていくことにつながるだけでなく、地域社会のつながりやあたたかみを感じ、家族や地域を愛し、ふるさと島根を大切にしたいという気持ちの醸成にもつながっていくことが期待される。

## 2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3. いじめの未然防止等の取り組み

### （1）いじめ防止委員会の設置

○委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭

（協力を仰ぐべき重大事態が発生した場合）スクールカウンセラー、PTA 代議員

○基本方針の検討、作成（いじめを許さない環境づくり、相談や通報の窓口、情報の収集と記録、被害側の生徒への支援、加害側の生徒に対する指導体制と方針の決定等）

### （2）授業改善の取り組み

○わかる授業の展開

・生徒の基礎・基本の定着を図る。（個別学習、補習、自学ノートの活用、家庭学習の充実、保護者との連携）

○他者と協働し、教え合い、学び合う授業づくり。

### （3）命や人権を尊重する学習の取り組み

○各教科、道徳、学活、学校行事等の活動を通して命や人権を尊重する学習の実施。

(4) 互いに認め合い、支え合う集団づくりの取り組み

- 学級づくり（互いのよさや学級のよさを見つけ、認め合う活動）
- 自己有用感を高める異年齢の集団活動。＜縦割り班清掃、学園祭、体育祭、音楽会、部活動など＞
- 学級集団の現状や要支援の生徒を捉えた、具体的な手立てを行うためのアンケートQUの活用。

(5) ネット上のいじめの対応

- ネットのルールとマナーの指導（学級指導、情報収集）
- 校報や学級通信等による情報提供や啓発。

(6) 家庭・PTA との連携

- 「海士中学校いじめ防止基本方針」についての周知。（PTA 総会、校報等）
- 学級懇談会、学期末面談、相談窓口等を通しての情報提供や相談。

4. 早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見・早期対応の取り組み

- 日頃から積極的に生徒とふれ合い、生徒の小さな変化を見逃さない教職員の対応。
- 適切な情報共有と支援の共通理解。（アンケートQUの活用等）
- 教育相談の定期的な実施。

5. いじめへの対応

※発生した事案について事実関係や状況把握を正確に行い、それを基にいじめ防止委員会で指導・支援体制を決定し、対応にあたる。

※軽微なものでも教育委員会への報告を行う。

(1) 被害側の生徒への支援

- 被害側の生徒に寄り添い、心のケアを行う。
- 保護者や関係諸機関との連携

(2) 加害側の生徒への対応

- 加害側の生徒への指導
- 保護者や関係諸機関との連携

(3) 校内での取り組み

- いじめ防止委員会の設置
- 保護者や関係機関との連携
- 全校や学級での指導。（いじめは絶対に許されない行為である）
- 保護者や関係機関との連携

6. 重大事態への対応

○学校が重大事態と判断した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対応する。

※重大事態とは

- ・命にかかわる事案が発生した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合
- ・生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・生徒または保護者から重大な被害が生じたと訴えがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

7. 具体的な緊急対応の手順

